

令和 2 年第 6 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目 次

議 案

第 1 号から第 3 号まで 議案参考資料	・ ・ ・ 1
第 1 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 4
第 2 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 6
第 3 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職 の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 7

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等
四つの条例改正について

1. 改正の趣旨

令和 2 年 10 月 7 日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関して特別給（ボーナス）の改定に関する勧告を行い、同月 28 日に月例給の報告を実施しました。

これを受けて、政府は 11 月 6 日に勧告どおり実施することを閣議決定したところです。

今回の勧告は、特別給（ボーナス）を民間の支給割合との均衡を図るため期末手当を 0.05 月分引き下げ、月例給については、民間給与との格差が極めて小さいため改定なしとの内容でありました。

本市におきましても、これらの情勢を踏まえ、人事院勧告に準じた内容で、長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

2. 改正内容の概要

（1）期末手当について

ア．令和 2 年度の支給割合

年間の支給割合が 4.45 月分となるよう期末手当を 0.05 月分引き下げ、次のとおり改定する。

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.3 月分 (0.725 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	2.25 月分 (1.175 月分)
1 2 月 期	1.3 月分→1.25 月分 (0.725 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	2.25 月分→2.2 月分 (1.175 月分)
合 計	2.6 月分→2.55 月分 (1.45 月分)	1.9 月分 (0.90 月分)	4.5 月分→4.45 月分 (2.35 月分)

※下段（ ）内は、再任用職員

イ．令和 3 年度の支給割合

各支給期における支給割合が均等になるよう、次のとおり改定する。（年間の支給割合は令和 2 年度と同じ。）

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.3 月分→1.275 月分 (0.725 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	2.25 月分→2.225 月分 (1.175 月分)
1 2 月 期	1.25 月分→1.275 月分 (0.725 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	2.2 月分→2.225 月分 (1.175 月分)
合 計	2.55 月分 (1.45 月分)	1.9 月分 (0.90 月分)	4.45 月分 (2.35 月分)

※下段（ ）内は、再任用職員

(2) 給与改定必要財源

<一般職員：453 人（再任用職員含む。）> 単位：千円

科目 会計	期末手当	共済費	計
一般	△6,758	△1,338	△8,096
国民健康保険	△154	△30	△184
湯本温泉	△9	△1	△10
介護保険	△126	△25	△151
後期高齢者医療	△14	△2	△16
下水道事業	△278	△43	△321
水道事業	△219	△54	△273
合 計	△7,558	△1,493	△9,051

3. 長門市長等の給与に関する条例の適用を受ける者に支給される期末手当について

(1) 令和 2 年度の支給割合

年間の支給割合が 3.35 月分となるよう期末手当を 0.05 月分引下げ、次のとおり改定するものです。

手当の別 支給期	期末手当
6 月 期	1.7 月分
1 2 月 期	1.7 月分 → 1.65 月分
合 計	3.4 月分 → 3.35 月分

(2) 令和 3 年度の支給割合

各支給期における支給割合が均等になるよう、改定するものです。

手当の別 支給期	期末手当
6 月 期	1.7 月分 → 1.675 月分
1 2 月 期	1.65 月分 → 1.675 月分
合 計	3.35 月分

(3) 期末手当必要財源

＜特別職：3 人＞

単位：千円

科目 会計	期末手当	共済費	計
一般	△136	△13	△149

4. 市議会議員の期末手当について

特別職の期末手当の支給割合に準じ、次のとおり改定する。

(1) 令和 2 年度の支給割合（減額調整なし）

手当の別 支給期	期末手当
6 月 期	1.55 月分
1 2 月 期	1.7 月分
合 計	3.25 月分

(2) 令和 3 年度の支給割合

年間の支給割合が 3.35 月分となるよう期末手当を次のとおり改定する。

手当の別 支給期	期末手当
6 月 期	1.55 月分→1.675 月分
1 2 月 期	1.7 月分→1.675 月分
合 計	3.25 月分 → 3.35 月分

5. 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける特定任期付職員の期末手当について

(1) 国家公務員の特定任期付職員と同水準とするため、年間の支給割合が 3.35 月分となるよう期末手当支給月数を改正するものです。

(2) 本市には、現在、特定任期付職員として採用された者がいないため、改正による影響はありません。

6. 施行期日

公布の日から施行し、2 (1) イ、3 (2) 及び 4 (2) については、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

改正後	現行
第 1 条による改正 本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは、「6 月に支給する場合においては <u>100 分の 155</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 170</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。	本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 130</u>」とあるのは「6 月に支給する場合においては <u>100 分の 155</u>」と、「12 月に支給する場合においては <u>100 分の 130</u>」とあるのは「12 月に支給する場合においては <u>100 分の 170</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。
第 2 条による改正 本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計	本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは、「6 月に支給する場合においては <u>100 分の 155</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 170</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算

額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。	出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。
---	---

長門市長等の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現行
第 1 条による改正 本則 第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは、「<u>100 分の 165</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。 (1)・(2) (略)	本則 第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは、「<u>100 分の 170</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。 (1)・(2) (略)
第 2 条による改正 本則 第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。 (1)・(2) (略)	本則 第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは、「<u>100 分の 165</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。 (1)・(2) (略)

第 1 条及び第 2 条による改正

長門市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現行
第 1 条による改正 本則 (期末手当) 第 20 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。 4～6 (略)	第 1 条による改正 本則 (期末手当) 第 20 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 130、12 月に支給する場合においては 100 分の 130</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。 4～6 (略)
第 2 条による改正 本則 (期末手当) 第 20 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。 4～6 (略)	本則 (期末手当) 第 20 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。 4～6 (略)

第 3 条及び第 4 条による改正

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	現行
第 3 条による改正 本則 （長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。 3 （略）	本則 （長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>、6 月に支給する場合には 100 分の 130、12 月に支給する場合には 100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。 3 （略）
第 4 条による改正 本則 （長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	本則 （長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(平成 30 年長門市条例第 4 号) 第 7 条第 4 項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。 3 (略)	(平成 30 年長門市条例第 4 号) 第 7 条第 4 項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。 3 (略)
---	---